

議案第 5 4 号

大牟田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 9 月 1 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

大牟田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。